デイサービスひいらぎの里

「地域密着型通所介護」重要事項説明書

１．事業所の概要

（１）法　　人　　名　　特定非営利活動法人　　ＮＰＯふくし永源寺

（２）法 人 所 在 地　　滋賀県東近江市山上町５０４５番地

（３）代 表 者 氏 名　　理事長　　古　谷　　良　衛

（４）指定事業者番号　　2570500906

２．事業者の概要

（１）事業所の種類　　地域密着型通所介護事業所

（２）事業所の目的

地域密着型通所介護事業は、介護保険法令に従い利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に地域密着型通所介護サービスを提供します。

（３）事業所の名称　　デイサービスひいらぎの里

（４）事業所の所在地　　滋賀県東近江市上平木町 1150 番地

（５）電話番号　　0748-24-5353

（６）管理者　　岡田　麻美

（７）事業所の運営方針

① 指定した通所介護は、要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介助、日常生活上の必要な世話を行う。

② 事業所の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（８）開設年月日　　平成 25 年　7 月　１日

（９）通常の事業実施地

東近江市　　全域

(10) 営業日及び営業時間

営　業　日　　月曜日から金曜日

定　休　日　　土曜日、日曜日、年末年始（１２月３０日～１月３日）

営 業 時 間　　午前８時３０から午後５時３０分

サービス提供時間　　午前９時３０分から午後４時

(11) 利用定員　　１2名

３．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して地域密着型通所介護を提供する職員として以下の職の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

管　理　者	１名（兼務）
生活相談員	１名
機能訓練指導員	１名（兼務）
介護職員又は看護職員	２名（兼務１名）

〈主な職種の勤務体制〉

勤務時間　　午前８時３０分から午後５時３０分まで

４．**守秘義務等**

① 事業者及びサービス従事者又は従業員は、地域密着型通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

②事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

③ 前２項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対し以下のサービスを提供します。

利用料金の負担割合証に記載された割合に応じて算定された金額をお支払いいただきます。

【サービス概要】

① 食事（但し、食材費は別途いただきます。）

栄養並びにご契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

② 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能維持を図る生活リハビリを行います。

③ 入浴

入浴または清拭の介助を行います。

④ 排泄

排泄の介助を行います。

⑤ バイタルチェック

体温、血圧を計り、ご契約者の健康状態を把握します。

⑥ 送迎

ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

【サービス利用料金（１回当たり）】

本事業が提供する地域密着型通所介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、7級地として料金を定める。

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付金額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

利　用　料

6時間以上7時間未満	要介護　1　　６７８単位 要介護　2　　８０１単位 要介護　3　　９２５単位 要介護　4　　1,０４９単位 要介護　5　　1,１７２単位
入浴介助加算Ⅱ	５５単位
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の６.４％を加算
地域区分	7級地１０．１４円

※　ご利用者様に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます（下記（２）参照）

※　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の金額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①　食費・おやつ（食材費含む）

ご契約者に提供する食事・おやつにかかる費用です。

料　金　：　700円

②　通常の事業実施区域外への送迎

当事業所実施地域を超えた地点から送迎費用として下記の料金をいただきます。

料　金　：　片道１ｋｍあたり　30円

③　レクリエーション活動

レクリエーション活動に参加していただくことができます。

料　金　：　材料代等の実費

④　複写物の交付

ご利用者はサービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料　金　：　　１枚につき　　10 円

⑤　オムツ（パット）等

ご利用者がお忘れになった場合、事業所にある予備のオムツ（パット）をお渡しします。これにかかる費用を実費負担していただきます。

料　金　：　　パット１枚　　30 円

オムツ１枚　　50 円

（３）キャンセル料

無料

（４）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヵ月ごとに計算し、毎月 10 日までに、利用等の請求書を送付します。

ご利用者又は代理人は、これを 15 日までにお支払いください。

※　口座引き落としとなります。（所定用紙にご記入ください）

引き落とし口座・・湖東信用金庫　・　滋賀銀行　・　現金

（５）　利用の中止、変更、追加

○　利用予定日の前にご契約者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○　サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します

6. 相談・苦情の受付

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

相談・苦情担当者	岡田　麻美
電話・ＦＡＸ番号	0748-24-5353　・　0748-24-5355

その他、下記の窓口でも受け付けています。

相談・苦情窓口	東近江市健康福祉部長寿福祉課
電話番号	０７４８－２４－５６７８
相談・苦情窓口	滋賀県国民健康保険団体連合会
電話番号	０７７－５２２－２６５１

12. 個人情報の取り扱い

当事業所では、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインに基づいて、当法人で規定する諸規則等により保有する利用者の個人情報について適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示する。また、個人情報の使用に関しては予め個人情報の使用に係る同意書により同意の上、使用する。

令和　　年　　月　　日

（事業者）

通所介護サービス提供の内容を、本書面に基づき説明を行いました。

特定非営利活動法人ＮＰＯふくし永源寺　　理事長　古谷　良衛
デイサービス　ひいらぎの里

説明者氏名　　印

（利用者）

この説明書により、通所介護サービスの提供に関する重要事項の説明を受けました。

利用者氏名　　印

代理人氏名　　印